

令和7年村上市議会第4回定例会会議録（第4号）

○議事日程 第4号

令和7年12月19日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願
- 第 4 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願
- 第 5 請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 6 議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市さんぼく会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第138号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について

- 議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について
- 議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定について
- 第 7 議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定について
- 議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定について
- 議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について
- 第 8 議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定について
- 議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第167号 村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定について

- 議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 報第 28号 専決処分の報告について
- 第11 議第188号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第12号）
- 第12 議員発議第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
- 第13 議員発議第11号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出について
- 第14 議員発議第12号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 第15 議会改革等に関する調査について
- 第16 議員発議第13号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（20名）

1番	魚野ルミ	君	2番	佐藤憲昭	君
3番	野村美佐子	君	4番	富樫光七	君
5番	上村正朗	君	6番	菅井晋一	君
7番	富樫雅男	君	8番	高田晃	君
9番	小杉武仁	君	10番	河村幸雄	君
11番	渡辺昌	君	12番	尾形修平	君
13番	鈴木一之	君	14番	鈴木いせ	子君
15番	川村敏晴	君	16番	姫路敏	君
17番	長谷川孝	君	18番	大滝国吉	君
19番	山田勉	君	20番	三田敏秋	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳	君
副市長	大滝敏文	君
教育長	遠藤友春	君
政策監	須賀光利	君
総務課長	長谷部俊一	君
財政課長	榎本治生	君
企画戦略課長	山田美和子	君
税務課長	永田満	君
市民課長	小川一幸	君
環境課長	大滝誓生	君
保健医療課長	押切和美	君
介護高齢課長	土田孝	君
福祉課長	太田秀哉	君
こども課長	高橋朗	君
農林水産課長	小川良和	君
地域経済振興課長	富樫充	君

観光課長	山	田	昌	実	君
建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課長	小	野	道	康	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	大	滝		豊	君
農業委員会 事務局長	高	橋	雄	大	君
選管・監査 事務局長	前	川	龍	也	君
消防長	瀬	賀		誠	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課 課長補佐	佐	藤	克	也	君
荒川支所長	阿	部	正	昭	君
神林支所長	志	田	淳	一	君
朝日支所長	五	十 嵐	忠	幸	君
山北支所長	大	滝	き	く み	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		渉
書記	河	内	真	人

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、佐藤憲昭君、15番、川村敏晴君を指名いたします。御了承を願います。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、高田晃君から発言を求められておりますので、これを許します。

高田晃君。

○8番（高田 晃君） おはようございます。

12月5日に行われました私の一般質問の中で、誤った発言がありましたので、訂正させていただきます。具体的には、保育人材の課題に関する項目の中で、会計年度任用職員の特別休暇制度について、私のデータが誤っていたことにより市の制度が劣っていると発言しましたが、その後、総務課で確認したところ、産前産後、配偶者出産、育児参加、子の看護、介護休暇等は、総務省マニュアルと同等でした。また、短期介護休暇については、総務省マニュアルでは無給ですが、村上市は有給であり、むしろ優れた制度になっているものでした。

以上、訂正しておわびいたします。大変失礼いたしました。

○議長（三田敏秋君） 御了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、村上祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにつきまして御報告をいたします。本定例会の初日に村上祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産、山・鉾・屋台行事に登録することが適当との勧告がなされたことにつきまして御報告申し上げたところでありますが、令和7

年12月11日、日本時間の午後2時39分、インドのニューデリーで開催されたユネスコの政府間委員会において、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録が正式に決定されたところであります。当日、村上市教育情報センターで開催されたパブリックビューイングでは、市民並びに関係者の皆様とともに登録決定のその世紀の瞬間に立ち会うことができ、心から喜びを分かち合った次第であります。改めて先人から受け継いできた伝統と責任の重さを強く感じますとともに、村上市民のかけがえのない宝として大切に受け継いでいかなければならないと思いを新たにしているところであります。これまでユネスコ無形文化遺産の登録に際し御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げるとともに、世界に誇る村上祭の屋台行事の伝統をしっかりと後世に継承していかねばならないと考えているところであります。

次に、平野歩夢選手のワールドカップ優勝につきまして御報告をいたします。本市出身の北京オリンピックゴールドメダリストの平野歩夢選手が、本年令和7年12月12日に中華人民共和国の張家港市、シークレットガーデンで行われたスノーボード男子ハーフパイプのワールドカップの2026年シーズン開幕戦において、見事優勝されました。当日は、決してコンディションがよいとは言えない天候の中で、高難度のトリックを決め、圧巻の滑りで初戦を飾りました。自らを追い込み、私たちの想像を超える高みへと進化していくその姿に、深い感動と尊敬の念を感じずにはられません。心からの祝福と称賛をお贈りさせていただきます。年が明けまして令和8年2月には、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催されます。そのミラノの空で平野歩夢選手が華麗に羽ばたく姿に思いをはせ、期待をしつつ、平野選手の努力が結実されますよう、市民とともに応援をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、住民票など各種証明書のコンビニ交付システムの不具合につきまして御報告申し上げます。本年令和7年12月13日から15日にかけて、コンビニエンスストアで住民票など本市各種証明書の発行ができなくなるといったシステムに不具合が発生をいたしました。12月15日午前9時に地方公共団体情報システム機構からの連絡により判明したものであり、延べ576件のアクセスエラーが確認され、実人数としては83人の利用者に対して発行操作ができなかったものであります。本事案の不具合については、コンビニ交付システムを運用するためのサーバーの更新作業の一部が行われていなかったことが原因でありました。システムの障害は、12月15日午後2時50分に復旧をいたしたところであります。この不具合が原因で証明書の発行ができなかったことに加え、障害の復旧対応が遅れたことにつきまして心からおわびを申し上げるとともに、システムの更新などの際には確認作業を徹底するなど、再発防止対策を講じてまいります。

次に、トイレカーの導入につきまして御報告申し上げます。災害時における避難所などの生活環境向上のため、国の交付金を活用し導入を進めておりましたトイレカーにつきまして、このたび事業が完了し、トイレカー2台を配備をいたしたところであります。今回導入いたしましたトイレカーは、いずれも温水洗浄機能付水洗トイレ1台、空調設備、乳幼児用の折り畳み式おむつ交換台な

どを備えたバリアフリートイレを積載した車両であります。この車両は、軽自動車をベース車両としていることから、普通免許があれば容易に移動させることが可能であり、機動力が極めて高いと考えております。今年度中は、避難所への設置訓練を主に行うことといたしておりますが、今後は各種のイベントなどでも積極的に活用していただけるよう、準備を進めてまいりたいと考えているところであります。また、このトイレカーにつきましては、内閣府の災害対応車両登録制度に登録した上で、災害発生時の被災自治体からの支援の要請にも応えてまいりたいと考えているところであります。加えて、市民の皆様にも実際に御活用いただく機会を設けながら、防災意識の向上につながるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、村上市屋内遊び場のリニューアルオープンにつきまして御報告申し上げます。村上市屋内遊び場につきましては、天候を気にせず子供たちが遊ぶことのできる施設として、令和4年4月1日にオープンをして以来、本年令和7年7月5日には来場者数が10万人に到達するなど、大変好評をいただいております。本施設につきましては、1年を通じてさらに快適な施設にしようと、今年度の当初予算で議会に御提案を申し上げ、御決定をいただいた後、本年5月9日から空調整備工事を進めてきたところであります。来年1月11日にリニューアルオープンする予定として工事を進めているところであります。このたび設置した空調設備は、全空気式床輻射冷暖房方式を採用しており、床から高さ2メートル程度の空間を効率よく冷暖房する方式となっておりますので、体育館のような広い施設に適しており、1年を通じて快適に御利用いただけるものと考えているところであります。また、床材には市産杉材を使用し、木育に配慮した柔らかい雰囲気を持つ施設にリニューアルをいたしました。今後、より快適となった施設を多くのお子様や子育て中の御家庭の皆様にご利用いただきたいと考えておりますし、様々な催しなどにも活用してまいりたいと考えているところであります。

次に、山北地域における自家用有償旅客運送の取組について御報告いたします。本年令和7年12月15日に山北地域の自家用有償旅客運送の運行主体であるNPO法人おたすけさんぽく並びに本市が国土交通大臣から令和7年交通関係優良団体表彰を受賞をいたしました。山北地域での自家用有償旅客運送、通称さんぽくんにつきましては、令和5年10月より地元NPO法人と市が連携し、住民自らがドライバーとなって地域住民の移動を支える公共ライドシェアとしてスタートしたところであります。本事業のスタート時から利用者目線で柔軟な見直しを実施するなど、継続的に利便性の向上に努めてきたところでありまして、導入から1年で利用件数が約6倍に増加したところであります。こうした状況を御評価いただき、持続可能かつ利便性の高い地域交通体系を構築したとして、国土交通大臣表彰の受賞に至ったところであります。また、現在、山北地域では、山北徳新会病院の送迎機能の一部について、自家用有償旅客運送の枠組みを活用し、山北地域交通運営協議会が運営する路線バスへ転換を図ったところであります。本事業の実施に当たっては、一般社団法人徳洲会本体から格段の御配慮をいただき、本年12月1日から運行を開始したところでありまして、病院

側と地域住民の双方にとってメリットが高く、かつきめ細やかな運行を可能にする交通システムとして期待をいたしているところでもあります。引き続きバージョンアップを重ねながら、持続可能であることと、利便性の高い公共交通の構築に向けた取組を進めることといたしております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されております請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願については、去る12月10日午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長出席の下、市民厚生常任委員会を開会し、審査を行いました。

最初に、請願者から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査に入りました。

委員より、国民年金の引上げ問題は、若い世代の負担も大きな問題となるが、異常な物価高、特に昨年は米不足もあり、大きな社会問題となっている。国民年金の制度を維持するためにも、生活が維持できる年金額の確定が必要。少なくとも物価上昇に見合うだけの年金の改善は定期的に行っていないと、健康で文化的な最低限度の生活ができないという状況になっているので、国にそういった思いを届けることが大事なことであるとの意見がありました。

審査を終え、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第10号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第10号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを
求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準
の見直しを求める請願を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告
書が議長宛てに提出をされております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております請願第11号については、去る12月
9日午前10時より市役所第1委員会室において、委員全員、議長及び紹介議員の下、総務文教常任
委員会を開会し、政策監及び所管課にも同席いただき、審査をいたしました。その審査概要と結果
について報告いたします。

初めに、請願第11号の紹介議員から補足説明を受けた後、請願者から請願の趣旨説明を受けた後、
審査に入りました。

委員より、請願者は使用料の値上げについてはある程度理解しており、絶対反対というものでは
ない。年金暮らしの高齢者は、安い会費だから続けている方もたくさんいるので、減免の適用につ
いては運用面で検討していただきたいとの意見。

委員より、使用料等見直しについて、一概に使用する部屋の平米数で算出するというのは、機器
の関係でやむを得ず広い部屋を使う場合もあり、もう少し内容を詰めて考えてほしいとの意見。

委員より、減免率を一律に5割とか6割とかということでなく、その利用の実態によっては細か
く相談して利用の実態を調査しながら、それぞれの利用団体と詰めていただきたいとの意見。

委員より、この減免の運用に関しては、今定例会で条例が改正になった4月までの間に再度理事
者のほうで検討され、利用団体の方とも十分な協議をしてもらいたいとの意見。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願
第11号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第11号は採択することに決定をいたしました。

日程第5 請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） おはようございます。ただいま上程されております請願第12号について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る12月11日午前10時から第1委員会室において、委員全員、副議長及び紹介議員出席の下、経済建設常任委員会を開会し、請願第12号について審査を行いました。

初めに、紹介議員からの補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査において、委員より、免税軽油制度は、スキー場だけでなく、農業や水産業でも大きな影響があり、制度の継続が必要だと考えるとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、請願第12号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第12号は採択することに決定をいたしました。

- 日程第6 議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市さんぼく会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第138号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について

いて

議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について

議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について

議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第120号から議第144号までの25議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第120号から144号までの25議案につきましては、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長をはじめ理事者出席の下、審査を行いました。その審査の概要と結果について報告いたします。

初めに、議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この組合に所属している市は幾つあるのかとの質疑に、組合に加盟しているのは全市町村だが、採用試験を共同処理する事務を行うのは現在5市であるが、本市ともう1市が抜ける予定で、残りは3市となるとの答弁。

今後は、市が独自で採用試験をやるのかとの質疑に、今までは総合事務組合に共同処理をお願いしたが、今後は民間で試験を実施する会社に委託することになる。全国のテストセンターでおおむね10日から2週間程度の期間内に試験を受けられるほか、民間の受験者が抵抗なく受けられるような試験内容になっており、受験しやすいような形に変えていくとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、最も重要なのはやはり体制の強化だと思うが、職員募集などで体制を補充することになるのかとの質疑に、現在、建築技師を募集しているが、応募に至っていない。また、農林水産課は今回2課体制に分けるが、熊出没情報などで業務が多忙化しており、例えば集落支援員制度を活用して熊対策に充てられないかなど、募集及び補強を考えていきたいとの答弁。

委員より、営繕担当部署について、今まで建築士1名が都市計画課に配置されているが、都市計画課の体制に支障はないか。また、営繕担当の業務は修繕と営繕のことだけをやることになるのかとの質疑に、現在調整中だが、建築士を継続的に募集しており、新潟県建設技術センターにもお願いしている。内部の人材と外部の活用を含めて検討中であり、もう少し先にならないと結論が出ないが、今はまず専門の部署を新たに財政課に設けることで進めていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第123号から126号までの4議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

議第123号、議第124号、議第125号について、順次質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号から125号までの3議案は、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第126号について、委員より、会計年度任用職員の期末手当に関して、他市町村と比べて村上市が低いようだが、他市町村の状況はとの質疑に、会計年度の期末手当については、常勤並みに近い対応を取っているところが4市、村上市と同様に再任用もしくは再任用未満を含めると8市、残りが常勤と村上市の間ぐらいの率のところは8市ある。各市によって取扱いが違うとの答弁。

今後、保育士や保健師の確保など様々な分野で人材が不足している中、この会計年度任用職員に関しての期末手当に関しては上げる方向で進んでもらいたい、その考えはとの質疑に、特に専門職の人員確保が非常に今困難を極めているような状況。御指摘のとおり、その確保に向けて全体のバランスや財政面を考慮した上で、改善すべきところは改善していく必要があると思っているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第128号及び議第129号の2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

冒頭、本会議で質問があった県の住宅手当との関係について担当課長から説明があり、単身棟については改正前家賃1万円の場合は住宅手当対象外だが、1万5,000円に改定した場合、住宅手当が5,000円になるとのこと。また、世帯棟については、改定前家賃3万円の場合、住宅手当は1万5,500円で、改定後家賃4万5,000円の場合は住宅手当が2万3,000円になり、改定による増額1万5,000円のうち半分の7,500円は住宅手当が支給される形になるとの説明がありました。

初めに、議第128号について、委員より、大幅な値上げではないことは理解したが、転勤されてくる場合、二重生活になることもあり、7,500円は結構負担になると思うがとの質疑に、入居者とも改定内容について話をしたが、安いほうがいいといった声はなかったとの答弁。

委員より、上げ幅が5割増しの理由は、また他市はどの程度になっているかとの質疑に、平成7年当時、条例まで調べたが、その時代から同じ金額で来ている。長年見直しをしていなかったことで今回上げ幅が大きくなった。1.5倍の理由については、基本方針で上限1.5倍までの値上げ幅としており、これに基づいて判断した。他市の例は把握していないが、県の教員住宅も老朽化し、更新せず廃止している状況であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第129号について質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号から135号までの6議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

初めに、議第130号について、委員より、1時間単位に改正したことや暖冷房費を含めたことは非常によかったと思うが、この改正により市民が身近に使う施設にどういう影響が出るのかを検証してから考えるべきだと思うことから、対象団体と協議してもらいたいと思うが、今後の進め方はどうするのかとの質疑に、それぞれの利用実態をもっと把握すべきだった。9月から5回、臨時説明会を行い、社会教育団体に対しても特別にもう一回説明を行った。また、今後12月中に社会体育団体に対しても個別の説明を設ける。このような説明会を通じて、まず実際に利用料が具体的にどの程度増えるのかなど、理解を深めていただけるようにしていきたい。また、個別の減免については、各施設設置条例の規則に減免に関する規定があるので、この規則をどのように運用するかを定め、利用者の方々に御理解をいただけるような形で施行日を迎えたいとの答弁。

以上で議第130号について質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第131号、議第132号、議第133号、議第134号及び議第135号について、順次質疑を求め

たが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号から議第135号までの5議案については、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第136号から議第142号までの7議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

初めに、議第136号について、委員より、スケートパークに係る使用料の影響額はとの質疑に、使用料見直しによる影響額は、5割減免にした場合、146万6,350円の収入増になる。これが経過措置である6割減免では139万4,950円になるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で議第136号についての質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第137号について、委員より、体育館で照明を利用した場合、使用料が1.5倍となり、影響がかなりあるが、LED化により電気料が下がると思うが、その辺の検討はされたのかとの質疑に、今回の使用料見直しは、現在かかっている施設全体の金額ということで算定している。見直しサイクルでは5年に1回見直しをする方針があるので、その際には前年度過去3年間分の使用料、電気代等々を含めて再度使用料の見直しを図るということになっている。LED化の影響は、次の見直しを考慮することになるとの答弁。

委員より、全体的に開館時間が短くなったという理解でよいのかとの質疑に、見直し運営方針のとおり、施設の利用状況を調査し、使用されていない曜日、時間帯、利用人数から開館日、開館時間の見直しを行うことで、実態に即した形で利用の少ない時間帯について短縮したとの答弁。

委員より、時間短縮することで代行員など管理経費の削減になると思うが、一部利用団体の方々からは延長の要望が出ている。若い方々、特に勤労者にとって、9時で終わるということになると、仕事が終わってから行っても活動する時間が短くなる。今後利用状況を見ながら改善する考えはあるのかとの質疑に、この12月16日に社会体育団体の皆さんと今回の見直しの方針について説明を設ける予定。その際に実態の声をよく聞き取って、今後の方針に生かしていきたいとの答弁。

以上で議第137号について質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第138号、議第139号、議第140号及び議第141号について、順次質疑を求めたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号から議第141号までの4議案については、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第142号について、委員より、縄文の里の入館者数はとの質疑に、令和6年度が年間で

有料の入館者が1,317名、減免の入館者が356名、合計1,673名との答弁。

委員より、縄文の里や三面、二子島関連も含めて、村上市として今後どのように活用していくのかとの質疑に、小学校6年生の歴史学習の中で、今2学期に歴史が始まるので、その時期に利用する学校が幾つかある。今後は、積極的に活用できるよう働きかけをする。また、新たな遺跡遺物も発見されているので、多くの方に来館してもらえるよう努めるとの答弁。

以上のとおり議第142号についての質疑を終結し、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の回数につきましては、去る12月16日開催の議会運営委員会で御決定をいただいたとおり、各議案1人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第128号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第7 議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定について
議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定について
議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定について
議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について
議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第145号から議第157号までの13議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中審査を願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第145号から議第157号の13議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長、理事者出席の下、審査を行いました。

初めに、議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先回の選考会委員とメンバーは新しく公募等するのかとの質疑に、基本的には前回の方をベースに検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

委員より、地元の保育園とか幼稚園が参画できる方法があるような条件になるのかとの質疑に、前回の募集要項の条件でも保育園または認定こども園を1年以上運営している法人ということであった。地元の法人についても同様な形で該当すれば参加は十分可能だと思ふとの答弁。

例えば民間の幼稚園が仮に名のりを上げた場合に、現在幼稚園等を運営しているので、3園ではなく4園になるのではとの質疑に、統合保育園については3園の統合を主体的に考えているため、これから募集要項等検討に入るが、その方向で進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

委員より、前の法人がなぜ撤退したのか、物価上昇や建設費の高騰だという説明だが、コスト増の内訳は把握しているのかとの質疑に、法人等には確認していたところだが、一貫して物価高騰、建築費高騰ということで、中身についての具体的な話は法人のほうではされていなかったとの答弁。

市の要望、議会や地元の要望を相手に伝えていたと思うが、その部分はコスト増の要因ではないのかとの質疑に、実際いろいろ要望等を相手の法人に伝えたが、それが反映していたというのがそれほど多くはなく、また内容について精査を進めていた途中でこういうことになったとの答弁でありました。

委員より、建設費が5億円増えた件について、その一部を負担してほしいといった相談はなかったのかとの質疑に、交渉の詳細は公表はできないが、相手の法人はその全額負担してもらいたいという話で一貫していたとの答弁でありました。

委員より、選定委員について、前回と同様の委員をベースに選びたいということだが、建設、保育園、幼稚園のスキルを持った人を入れなければならないと思うが、どう捉えているのかとの質疑に、建築に関する知見を有する委員が必要だという認識をしているので、そこも含めて委員の選定をしていきたいというふうに考えているとの答弁。

委員より、今回の協定解除について、損害賠償請求する考えはあるのかとの質疑に、損害賠償請求権を放棄したわけではないが、今後の推移を見ながら引き続き検討していきたいとの答弁でありました。

委員より、審議会のスケジュールについての質疑に、来年1月から4月までの間に公募期間を設けて、本定例会に2回分の委員会開催経費を計上しており、令和8年度についても2回分、合計4回の実施を想定している。詳細なスケジュールは、審議会の中で検討していくような形になるので、現段階では事務局案であるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第146号から議第149号までの4議案は、それぞれ担当課長から説明を受けた後、議案ごとに質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第146号から議第149号までの4議案は、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第150号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、他の条例も含めて長年料金の見直しがされなかったために上がり幅が大きくなる。今後は定期的に見直す等、方針はあるのかとの質疑に、この6月に基本方針を定めたところで、その中に5年ごとに見直すという旨を記載しているので、今回の見直しで終わりというわけではなく、継続して見直しをしていく予定にしているとの答弁。

委員より、今回政策的判断で使用料の見直しをしなかったところは、旧神納東小学校の屋内遊び場と聞いたが、それ以外に見直しをしなかった場所はあるのかとの質疑に、屋内遊び場のほか、病児保育センターあらかわとむらかみについて、日額1人1,000円という点について見直しを行わなかったとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第151号から議第157号までの7議案は、それぞれ担当課長から議案の説明を受けた後、議案ごとに質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第151号から議第157号までの7議案は、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の回数につきましては、各議案1人3回までといたします。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第145号について討論を行います。

通告のありました……

動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 動議を提出したいのですが。

○議長（三田敏秋君） 動議の内容は。

○3番（野村美佐子君） 議第145号について継続審査とし、市民厚生常任委員会へ再付託する動議を提出いたします。

○議長（三田敏秋君） 賛成者は。

〔賛成者挙手〕

○議長（三田敏秋君） ただいま野村美佐子さんより議第145号を継続審査とし、市民厚生常任委員会へ再付託する動議が提出をされました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

直ちに議第145号を継続審査とし、市民厚生常任委員会へ再付託する動議を議題といたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 提出の理由を述べることはできますか。

○議長（三田敏秋君） どうぞ。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。

提出の理由は、主に2つあります。その1つは、今の市民厚生常任委員会審査の報告にありましたように、協定解除の申入れの理由である建築資材の高騰による建築費の増大が、当初の12億円から17億円と5億円も上がっている理由が明確に説明されず、これでは問題点も改善点も不明のままであるという点です。審査の中でも委員から、日本建設業連合会の資料でもこの5年間で建設コストの上昇は26%から29%だった。5億円上昇となれば40%以上の上昇になるが、どういう理由だったのかという質疑に、値上げの内容は分からない、金額を言ってきただけという理事者の答弁でした。これでは説明になっていません。問題点や改善点を明確にせずと同じように進めるということは、議会の責任が果たせない。そのため、継続審査が必要だと考えています。

2つ目の理由は、本当に民設民営の統合保育園でいいのかという点です。民設民営の統合保育園が市の方針にのったのは、第2期保育園等施設整備計画審議会の任期途中で真心福祉会というところ

ろから民設民営保育園の開設提案があったことから、令和2年7月に市が審議会に諮問し、何と9月には審議会で、民設民営にまで運営形態を広げる計画とすることについて適当であると認めるといふ答申が出たものです。理由は、市の財政負担軽減や保育の責任は必ず市にあることが確認できたためとなっていて、少子化の現状や民間の保育園の経営が将来的にも村上市で可能かなどは検討されていません。とりわけ理由は明確にはされていませんが、この真心福祉会、そして今回のわかば福祉会と、撤退はこれで2回目です。市民厚生常任委員会の審査でも、わかば福祉会のこの事業での借入金返済計画が30年間で予定し、年間約800万円の返済に充てる計画になっていたことが分かりました。民設民営では、収益を上げて借入金を返済していくことが必要です。

少なくとも20年先、30年先の村上市の子供を取り巻く環境を考えていくことが求められると思います。村上市の出生数は200人ぐらいで推移していましたが、今年度は170人ぐらいの予想とのことです。村上市こども計画でも、6年度に比べて11年度にはゼロ歳から5歳の子供は280人も減少すると推計されています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、20年後の子供の人口は村上市では現在の70%になると推定されています。しかも、令和3年4月時点の資料ではありますが、公立の保育施設の入園率は、定数に対して平均で77.2%、私立で79.4%と、定数を満たしている保育園は今村上にはないのではないのでしょうか。民設民営で将来的に運営できるのか、少子化の時代に村上市で200人規模の保育園は運営できるかなど、検討する必要があると思います。

よって、議第145号は今定例会での賛否態度の決定ではなく、市民厚生常任委員会に再度付託し、統合保育園ありきではなく、村上市保育園等施設整備計画審議会での審議にかけるなどの方向を検討すべきと思います。

以上、動議の提出理由といたします。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） それでは、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第145号を継続審査とし、市民厚生常任委員会へ再付託する動議について、ボタン式投票により採決を行います。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議第145号を継続審査とし、市民厚生常任委員会へ再付託する動議は否決されました。

○議長（三田敏秋君） それでは、議事を進行いたします。

初めに、議第145号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 議第145号の反対討論を行います。

この条例の賛否を考えるには、保育園等施設整備計画の経緯を把握する必要があります。市は、平成29年から第2次保育園等施設整備計画を行っていましたが、令和2年7月10日に当時の村上市保育園等施設整備計画審議会委員が急遽招集されました。議事録によると、委員は15名中14人が集まりました。内容は、真心福祉会から提案のあった民設民営による第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統廃合の件でございます。当時は、3園を統合すると300人近い園児となりますので、まず第一保育園と山居町保育園の統合を進めて、150人規模で1園を運営する予定でありました。その後、園児の人数を見て、第3次保育園等施設整備計画の中で第二保育園を統合させる予定でございました。この計画変更を行うために審議会委員が招集されたのですが、当時の第2次保育園等施設整備計画では、民設民営の保育園運営はもとより、保育園の統廃合についても計画はございませんでした。したがって、村上市は早急に審議会を開催し、第2次計画の訂正と、それを受け、第3次計画の策定に取りかからなければならなかったのです。そこで、令和2年7月に市長が第2次村上市保育園等施設整備計画の一部訂正と第3次村上市保育園等施設整備計画の策定を審議会に諮問したのでございました。審議会は2回開かれ、急がせて、3か月に満たない令和2年9月28日に市長宛てに答申が出されました。その答申の内容は、市長の諮問を推進するかのように、社会福祉法人真心福祉会に民設民営の統合保育園の運営をさせることが適当であるというものでございました。それを受けて、真心福祉会が本格的な住民説明会に入りました。ところが、統合保育園の民設民営を提案してきた本人である真心福祉会が撤退をすることになりました。この要因となったのは、保育園の建設場所にごさいました。当時その建設場所は塩町地内にあり、ハザードマップでは家屋倒壊等氾濫想定区域の浸水深さ5メートルから10メートルの区域にあり、危険度は極まりない場所でありました。それを知った市民からも心配の声が上がり、猛反発されました。その市民の声を真摯に受け止めた真心福祉会は、断腸の思いで保育園建設の撤退に踏み切ったのでございました。これが第1回目です。私は、当時、村上市が建設予定地を見誤った結果であると思っております。とにかく市民感情と安全性を把握できなかった市の判断ミスが真心福祉会の撤退を招いたものと考えております。

現在は、第3次村上市保育園等施設整備計画の下進められておりますが、先ほども申し上げましたが、この計画は令和2年7月から9月に突貫で進められ、十分な審議がされないままできたものであると考えております。現在では、当時想定していた以上に子供の減少が進んでおり、社会情勢も随分変わってきております。今回わかば福祉会が撤退したことにも疑義がございますが、とにかくこれを機に一旦立ち止まり、焦らずじっくりと構えていただきたいと思います。そこで、再度第3次村上市保育園等施設整備計画の見直しを進めていただき、今回議案上程されている整備運営事業審議会条例を提案する前に、施設整備計画審議会を再度立ち上げていただき、このまま本当に民設民営でよいのか、または公設公営がよいのか、さらに指定管理者で行う公設民営がよいのか

かを十分に審議してもらえ、場を設けていただきたく、大きくは保育園計画が現在の計画どおり進めてよいのかを十分に議論していただきたいと思っております。

したがって、今すぐの保育園等整備運営事業審議会条例の制定には反対いたします。

以上、反対討論です。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 日本共産党の野村美佐子です。反対の討論を行います。

先ほど動議提案で述べたとおり、民設民営の統合保育園を同じように進めるには無理があると思います。2回も決定した業者が撤退をしています。人口減少、少子化が進む中で、200人規模の民間保育園を維持していくためには、広範な地域から子供を集める必要が遅くない時期に出てきます。年齢が低くなればなるほど、通園時間の長さは負担になります。また、祖父母にお迎えを頼んでいるケースもあり、遠くなればいろいろと大変なことが増えます。地域から子供の声が聞こえなくなって、地域の活性化が後退しています。現在の3園の公立保育園を、例えば地元産のいわふね杉を使うなどして地元の大工さんや工務店も参加できる建て替えを行う、お散歩のときに御近所のお年寄りが声をかける、保育園の運動会や夏祭りには地域の方々も参加する、そんな地域密着の保育園こそ、笑顔あふれる村上市にふさわしい保育園の在り方ではないでしょうか。

今回のわかば福祉会の撤退は、大変ゆゆしきことではありましたが、これを好機に捉え、面積が広く、人口減少、少子化が進む村上市の保育園はどうあるべきか、子供たちの育ちを真ん中に据えて考え直すときではないでしょうか。そのためにも、保育園等施設整備計画審議会でも、もう一度村上市の保育園の在り方を審議してもらい、私たち議会もチェック機関としての役割を発揮して調査や提言を行う、このことが今必要なのではないのでしょうか。来年当初からプロポーザル公募をまた行うという、この計画には本当に議会として賛成していいのか、もう一度問いたいと思います。

以上でこの議案145号には反対いたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第151号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第151号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第152号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第153号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第154号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第154号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第155号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第155号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第156号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第156号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第157号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第157号は委員長報告のとおり可決されました。

11時30分まで休憩といたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時30分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

- 日程第8 議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について
議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定
について
議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について
議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定
について
議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例
制定について
議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第167号 村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制
定について

- 議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第158号から議第178号までの21議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第158号から議第178号までの21議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る12月11日、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第158号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第158号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第159号及び議第160号を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、初めに議第159号について質疑を求めたところ、委員より、六斎市は年々出店者数が減ってきているが、市の観光面からも宣伝してきたものであり、今後も市場の活性化を図っていくのであれば、出店料を引き上げるのではなく、逆に出店いただける方にお金をお支払いしてでも出店いただけるような考え方はできないかとの質疑に、六斎市は市民生活を支える上でも重要な市場であり、これからも継続していただきたいというのが大前提である。しかし、今回の市全体での受益者負担の公平さを踏ま

えて、最低限度の出店料引上げを検討させていただいたが、併せて振興策としてキッチンカーなどの多様な出店を募る形での改正案となっているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、市として六斎市を観光振興の面からも今後も継続していきたいのであれば、理事者側から観光客の入込み数などデータを提供いただいたりして、議会としても委員会としてももう少し考える時間を取れるように継続審査とすべきではないかとの意見がありました。

小杉武仁委員より、継続審査にすべきではないかという意見も理解できるが、理事者側からの説明で受益者負担についても配慮がなされていることや、キッチンカーや屋台が出店できるような振興策も見込んだ改正内容になっている旨の説明も踏まえて、委員会として今後の動向を注視するためにも、閉会中事務調査として扱う必要性は考えるが、条例そのものには何ら問題ないと考えたとの意見がありました。

最終的に継続審査にすべきか採決した結果、賛成少数だったため、継続審査は否決されました。

その後、討論を求めたところ、反対討論が1件あり、起立による採決の結果、議第159号は起立多数によって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第160号についての質疑を求めたところ、委員より、当該施設は勤労者のための施設であるが、開館時間を午前8時30分から午後10時までから午前9時から午後9時までとした根拠はとの質疑に、利用者の状況を踏まえたものであるとの答弁。

委員より、午後9時から午後10時までの利用者はとの質疑に、利用者全体の3%程度しかなく、日中の利用者が多いとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第160号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第161号から議第169号までの9議案は、それぞれ担当課長から説明を受けた後、議案ごとに質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第161号から議第169号までの9議案は、いずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第170号を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、当該施設は朝日地域の特産品である繭玉を利用した民芸品などの制作を目的とした施設だが、今後の育成についてはどのように考えているかとの質疑に、朝日地域において、現在、繭の生産はほぼない状況であり、発展という部分は厳しいと考えているが、他地域から購入した繭を活用した工芸品等の制作などについては、必要に応じて支援は必要だと考えているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第170号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第171号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが、さしたる

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第171号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第172号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第172号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、173号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、日中の利用という部分を削った理由はとの質疑に、日中の利用はもともと少ないことと、連泊の需要があり、連泊の場合は日中もそのまま利用できるためであるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第173号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第174号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、利用料金の算出根拠はとの質疑に、対象となる施設ごとに原価計算を行い、そこにその施設の公益性や民間での代替施設の有無などを基にして受益者負担率を掛けて算出しているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第174号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第175号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第175号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第176号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、1月5日から2月末までの入館時間を午前10時から午後4時とする根拠はとの質疑に、イヨボヤ会館の指定管理者に聞き取りをした結果、一年中でこの冬期間は入館者が少ないことと、午前10時くらいからの入館がほとんどであるということ踏まえた変更であるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第176号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第178号を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第178号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の回数につきましては、各議案1人3回までといたします。

それでは、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第158号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第158号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第159号について討論……

動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏議員。

○16番（姫路 敏君） 議第159号の継続審査を御提案したいと思います、よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 賛成者。

〔賛成者挙手〕

○議長（三田敏秋君） ただいま姫路敏君より議第159号を継続審査とし、経済建設常任委員会へ再付託する動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、理由を述べてください。

○16番（姫路 敏君） 提案理由を申し上げます。

この条例の施行日は、令和8年7月1日からとなっております。よりよい条例制定を実現するために、観光スポットをうたっている六斎市の再建の道を実現するためにも、まだ時間がございますので、経済建設常任委員会ですらにしっかりと調査を行い、行政側にできれば議会からの提案を行う場所もあってもいいのかと、このように思っております。ここで採決するのではなく、一度継続審査としていただいた上で、さらに議案をもんでいただいて解決していきたいと、このような理由から提案理由としたいと思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） それでは、議第159号を継続審査とし、経済建設常任委員会へ再付託する動議を議題といたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議第159号を継続審査とし、経済建設常任委員会へ再付託する動議について、ボタン式投票により採決を行います。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 賛成少数です。

よって、議第159号を継続審査とし、経済建設常任委員会へ再付託する動議は否決されました。

○議長（三田敏秋君） 議事を進行いたします。

次に、議第159号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 反対の討論を行います。本来であれば、継続審査を願い出たのですが、少数でできませんでした。

この六斎市は、村上市の観光にも十分貢献しております。観光目玉でもあり、観光協会や村上市のホームページでも宣伝されております。村上市のホームページを見ると、2日、7日、12日、17日、22日、27日の2と7のつく日、月に6回開かれることから六斎市と言われており、近隣の農家で取れた新鮮な野菜や魚介類など、季節ごとの旬の食材が並ぶほか、果物やお菓子、陶器、衣類品、日用雑貨、生花など、豊富な種類の品々が販売されています。さらに、村上の台所として市内外から大勢の買物客でにぎわう市民の市場です。六斎市は、大正8年から続く伝統の市場で、平成31年で100周年を迎えましたとホームページで紹介されております。そしてまた、ホームページでは、市場の魅力というタイトルでは、ふだんの買物では体験できない世間話や商品の説明、値段の掛け合いなど、売手と買手との触れ合いが市場ならではの魅力です。値段が安く、新鮮な季節ごとの旬の食材が並ぶことも市場の魅力です。村上市の特産品や郷土料理の販売もあり、村上の味覚を楽しめます。また、六斎市は観光スポットの一つでもあり、買物の場だけでなく、市民と市外の方との交流の場としての役割も担っております。市場から少し歩くと、城下町の風情を残す伝統的な家屋や商店が並ぶ町屋、村上の歴史を鑑賞できる郷土資料館、歴史文化館、旧武家屋敷など、買物と併せて観光も楽しめますというふうにPRされているのです。つまり観光と深く結びついているというのがこの六斎市場の現状でございます。

さて、この六斎市ですが、10年前の平成26年には72店舗が出店しておりましたが、令和6年では28店舗まで減っているのです。ここ10年間での減少率は62%にも上ります。この現実からも、観光スポットとして色あせてきていると私は思っております。何か変える必要があるのではないかと、このように思っておる次第でございます。

このような状態の中、さらに出店料を上げていいのか疑問でなりません。出店者は農家のお年寄りも多く、1回に何百円とか月に何千円の出店料を払って来ております。地域経済振興課の担当者を確認したところ、現在村上市に入る出店の収入は年間約36万円であり、かかる経費は市場終了後の清掃などの経費で年間約86万円だそうです。その差は、年間50万円であるとの説明もございまし

た。今回出店料を改正することで得られる収入アップは、年間8万円で試算しているところですが、ということでございました。したがって、現在は年間収入が約36万円ですので、これが年間約44万円になるとの説明もありました。その年間8万円アップの出店料は、今出店している28店舗の行商の皆様からの利益で支払われることとなります。1回に数千円の商いを行っている方々にしてみれば、1回の出店料、20円から100円程度のアップになるだけでも大変なことだと私は感じております。私が危惧しているのは、出店者が激減している中で今回の出店料改正を行うことでさらに拍車がかかり、出店者が減っていくのではないかとこの点にございます。今回の条例改正でキッチンカーの出店も許可しており、盛り上げていこうという趣旨も感じられます。そこで、キッチンカーであれば、間口3メートルを超える可能性もございますので、テントで行う行商とは別建ての料金の扱いになることが見込まれます。まずは、そのキッチンカーの出店数と出店料を試算してみること考えてもいいのではないかと。現行の出店料改正は、その状況を見定めてから実施するべきであると思います。この辺におばあちゃん方の商いやっている顔が出てきます。

いずれにしろ、本条例の施行は令和8年7月1日ですので、時間は十分にあります。本来であれば経済建設常任委員会で継続審査を行うべきものだと思いますが、それもかないませんでした。かわいそうでなりません。そうであれば、ここで一旦この条例案を否決し、行政側にも再度詳細を調査していただき、考える機会を与えることも必要であると思います。そして、次回議案上程のときは、今回以上にすばらしい改正案が上程されると私は思っております。否決した上で、経済建設常任委員会でも閉会中の事務調査を行い、どうすればよいのか議論して、そしてキッチンカーとのコラボはどのように実現できるのかも調査して、出店料も含めどのようにして六斎市を盛り上げるのかを考えるべきであります。それが村上市の観光スポット、六斎市再建の道ではないでしょうか。皆様に言いたいことは、今回の条例を可決してしまえば、その後修正するには相当のエネルギーが必要になることは御存じのとおりです。議会が否決することで新しく考え直せる機会を行政に与え、できるようになるということも思ってもらいたいと思います。条例をよくするためには、行政側にも考える機会を与えることがベストだと思います。そして同時に、経済建設常任委員会では、条例が再提出される前に、観光との兼ね合いを調査し、よりベストな条例案を行政側に提案することもできるようになると思います。議員皆様、ここは一旦否決していただくことが市民のためになると考えております。来年7月からの条例の施行でございます。時間はございます。今回否決することで、さらなるすばらしい条例を再提出されて、我々が全員こぞって賛同してやることこそが議会の役割だと私は思っております。

以上、今回の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を行います。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村正朗です。議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定についてに対して反対の立場で討論を行いたいと思います。

本議案は、村上市露店市場管理条例で定める出店料について、現行仮設店舗で間口2メートルまで月800円、3メートルまで月1,000円と定めているものを、間口3メートルまで1,000円とすることによって間口2メートルまでの出店料を月200円、年間2,400円値上げしようとするものです。また、物的施設のない随時出店について、現行間口1メートルまで1回130円、2メートルまで200円、3メートルまで270円の出店料を、間口1メートルまでを150円、間口3メートルまで300円とし、間口1メートルまでを1回当たり20円、2メートルまでを100円、3メートルまで30円の値上げを行おうとする内容のものです。この出店料の見直しによる市の収入増は、年間でおよそ7万8,000円の見込みであるとのことでございます。一方、露店市場の1日平均の出店実績は、村上市場で、平成26年度が74店、令和元年度が45店、令和6年度が28店であり、10年前に比べて6割以上の減少となっています。また、岩船市場は、平成26年度、12店、令和元年度、8店、令和6年度、7店であり、10年で4割以上減っているのが現状です。将来に向け本当に持続できるのか、極めて危機的な状況だというふうに考えます。

本市の露店市場は、市民にとって日常生活に必要な食料品や雑貨類などを購入する場であるとともに、お盆や年越しなど、毎年の節目、節目を迎えるための品物を準備する大切な場所であります。また、歴史ある六斎市であり、観光資源としても貴重な財産であります。将来まで持続して発展させるべき存在であると考えております。市も露店市場の振興を図る考えであり、キッチンカーや屋台の出店が認められるようにする方針であるとも聞いています。私もその考えに賛成であり、市場の振興に向けて市もさらに力を入れていただくべきと考えております。

さて、私が本議案に反対する理由は以下のとおりです。出店料の見直し、値上げの実施は、受益者負担や負担の公平性の観点から見れば理由があるのかもしれませんが、先ほど触れた市場の現状を踏まえれば、受益者負担、負担の公平性ではなく、市場の振興こそ今最優先して考えるべきだと考えます。今回の公共施設使用料の見直しに際して、屋内遊び場や病児保育センターについては、子育て支援の政策的見地から見直しを行わなかったとのことであり、この判断は私は極めて適切なものであったと思います。露店市場についても、政策的見地に立って当然見直しから除外すべきであったものと考えます。たとえ額は年間数百円から数千円であっても、出店料の値上げは出店者の意欲をそぎ、市場の振興に逆行するものであると考えます。出店料を据え置き、キッチンカーや屋台の出店を含む様々な振興策を展開することによって、地元の農家や商店、若い人をはじめ、一般の市民も気軽に出店し、観光客や市民同士の交流の場となり、地域経済の振興、地域の活性化を図るべきだと考えます。

以上の理由から、議会として本議案は否決すべきものであると考えます。議員各位におかれましては、本討論の趣旨に御賛同いただき、本議案に反対の意思を示していただきますことを心からお

願い申し上げます、私の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第159号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第159号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第160号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第160号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第161号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第161号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第162号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第162号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第163号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第163号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第164号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第164号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第165号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第165号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第166号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第166号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第167号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第167号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第168号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第168号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第169号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第169号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第170号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第170号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第171号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第171号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第172号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第172号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第173号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第173号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第174号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第174号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第175号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第175号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第176号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第176号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第177号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第177号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第178号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第178号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、昼食休憩のため、1時10分まで休憩といたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第9 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）

議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第185号 令和7年度村上市水道事業会計補正予算（第2号）

議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 次に、日程第9、議第180号から議第187号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）については、一般会計予算決算常任委員会の総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において、12月9日から11日まで3日間にわたって、それぞれの所管分の審査を行いました。各分科会で審査が終了したことから、12月16日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催しましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第180号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分について、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したと各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたところ、総務文教分科会長の報告に対し、委員より、本会議で質問のあったような瀬波の小学校のウオシュレットトイレのような案件については、瀬波小学校に限らず小・中学校全体で同じような事案がないか調査したらどうかと学校教育課に提案し、その結果が分科会で報告があったものと思うが、その報告に対して質疑はなかったかとの質疑に、学校教育課の調査結果報告に対する質疑はなかったとの答弁。

市民厚生分科会長の報告に対し、委員より、債務負担行為の補正の保育士派遣手数料について、保育士7名と看護師1名とのことだが、年度途中で臨時職員の中から正規職員になりたいと希望している人を採用しようとか、そういった検討はなされていないのかとの質疑に、そういった細かい説明はなかったとの答弁。

その他質疑はなく、次に自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、総務文教分科会において瀬波小学校のウオシュレットトイレの故障案件を契機として、市内の小中学校で同様の事案がないか調査した結果の報告に対して分科会で質疑はなかったとのことだが、トイレの問題でなく、学校ごとの管理体制全般について物事の原因を考えるような質疑をしていただきたかったとの意見。

また、姫路敏委員より、今年の熊対策に対する経費の補正について協議していただいた結果、追

加議案として提案があったことは大変ありがたく、旬な話はぜひ各常任委員会でお話をできればと
思っているとの意見。

討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第180号は起立全員で原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第181号 令和7年度村上市
情報通信事業特別会計補正予算（第3号）について、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続
き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

議第181号につきましては、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由
討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第181号
は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第182号から議第184号までの
3議案について、先ほど御報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と
結果について御報告申し上げます。

初めに、議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、
担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、県から交付される補助金の交付の時期は決まっている時期なのか、必要な都度になる
のかとの質疑に、その都度必要となったときに補正するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による
採決を行った結果、議第182号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第183号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護認定状況、申請件数についての質疑に、令和7年10月末の認定者数は4,226人、令和7年4月1日から11月30日までの申請件数については、新規申請が645件、区分変更申請が385件、更新申請は1,508件との答弁でありました。

介護申請の傾向はとの質疑に、加齢に伴い状態が重くなる、例えば要支援だった方が要介護に、要介護3だった方が要介護5になるなど、介護度が上がる方が多い傾向であるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第184号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第185号から議第187号までの3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第185号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第186号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたところ、委員より、工事請負費で減額補正するが、専決処分とした朝日地域の三面地区農業集落排水処理施設の復旧費用に充てることはできなかったのかとの質疑に、今回減額補正する分は、当初国の補助金で実施予定だった事業について補助金額が少なく割当てされたため、次年度以降に先送りするものであり、別の事業に充てるものではないとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第187号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第180号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第180号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第181号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第181号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第182号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第182号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第183号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第183号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第184号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第184号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第185号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第185号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第186号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第186号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第187号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第187号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 報第28号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、報第28号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第28号につきまして御報告を申し上げます。

本案は、村上市民ふれあいセンター空調改修機械設備工事の工事請負変更契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、御報告するものであります。

本工事に関する契約につきましては、令和6年第3回定例会において御議決をいただき、工事に着手したものであります。空調配管工事における保温機能付資材への変更及び空調機器の塩害対策工事が必要となったことから追加工事を行うこととし、請負代金を476万7,815円増額、契約金額を3億6,333万9,900円に変更して執行いたしましたところであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第11 議第188号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第12号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第188号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第188号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第12号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,990万円を追加し、予算の規模を439億4,450万円にしようとするほか、繰越明許費を計上するものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の補正予算による物価高対応子育て応援手当及び重点支援地方交付金を活用し、県とともに実施する灯油購入費助成金に係る経費を計上したほか、熊捕獲頭数の増加に対応するため、有害鳥獣対策経費を追加をいたしました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,470万円を、同じく国庫支出金で物価高対応子育て応援手当支給補助金1億2,510万円を、第16款県支出金で灯油購入費助成事業補助金1,350万円を、同じく県支出金でアーバンベア捕獲緊急支援事業補助金594万円を、第20款繰越金で前年度繰越金66万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5,000円の灯油代

を支給する経費として、物価高騰対応重点支援事業経費に3,020万円を、子育て世帯に対して子供1人当たり2万円を支給する経費として、物価高対応子育て応援手当支給経費に1億2,510万円を、第6款農林水産業費で熊の捕獲数に応じた委託料の追加や捕獲わなの購入経費として、有害鳥獣対策経費に457万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2表、繰越明許費は、物価高騰対応重点支援事業経費及び物価高対応子育て応援手当支給経費について、翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上するものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、ここで国の補正予算に係る重点支援地方交付金への対応について御説明を申し上げます。12月16日、国の補正予算が成立し、本市に交付される交付金は推奨事業メニュー分として7億9,416万4,000円との通知がありました。市では、この交付金を活用した事業を令和7年度予算と令和8年度予算に分けて計上することといたしており、現在、事業調整及び制度設計を行っているところであります。今回の国の補正予算をいち早く市民の皆様にお届けするため、年明け早々には議会にお示しできるよう準備を進めているところでありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております議第188号の質疑については、歳入は1人3回まで、歳出については款ごとに1人3回までといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 重点支援地方交付金について聞こうと思ったことを市長が追加で説明していただいたので、大変ありがとうございました。国からの補助金の区分が違いますので、別枠だと思うのですが、上の重点支援地方交付金とその下の物価高対応子育て応援手当支給補助金というのは全く別枠で来ているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 物価高対応の子育て支援の分につきましては、今市長申し上げた7億9,000万のほかに手当てされるものであります。

○5番（上村正朗君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） よろしいですか。

○5番（上村正朗君） はい。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 歳入のところの9ページの農業費補助ということで、県のほうから594万円となっておりますが、戻しが137万円ほど一般財源に戻されるようになっておりますけれども、これ内容どういうことですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） この594万円については、御存じのようにアーバンベアの補助金で県からいただくものですが、この補助金につきましては11月20日以降に契約して支出したものであるというふうな形になっております。当市、こちらではアーバンベアの対策の前に流用をかけたが熊対策の計画を練って、財政と協議しながら流用をかけさせていただいているところでしたので、その流用で購入する予定だったもの、11月20日以降に購入するものについて、アーバンベアのほうの財源を充てるという形を取る関係で、その分の財源更正が変わったというふうな形、一般財源で流用をかけて購入する予定だったものを、アーバンベアの補助金を活用するというふうな形に変更させていただいたことでマイナスになっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ということは、それは器具関係ですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） こちらについては器具関係です。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

質疑は款ごとに行います。

初めに、第3款民生費について御質疑ございませんか。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） では、またちょっとお聞かせ願いたいと思います。

物価高騰対応重点支援事業経費で、灯油購入費助成金ということで、1世帯当たり5,000円ですかね。昔、私県で担当していたとき、5,000円ではなくてもうちょっと、1万円ぐらいだったような記憶があるのですが、県内の市町村ごとの幾ら配る、県の要綱が5,000円というふうになっていますので、一律5,000円なのかもしれませんけれども、その辺もし分かればちょっと教えていただきたいなと思いますけれど。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君） 先般、県のほうでアンケート調査を行った結果では、まだお答えをしていない市町村が3つ、4つあったのですが、その中では各自治体の金額については明示されておりません。つきましては、私ども県のほうの補助要綱どおりに今後予定されているものというふうに解しております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 了解しました。

では、もう一つ、次、子育て応援手当の関係なのですが、これは先ほどの重点支援地方交付金とは別建てで、別枠で国から来ているということと、あとはこども家庭庁でしょうか、スキームというか、対象の児童とか、そういったものについては国から指定されている、決まった形で来ているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 支給対象者につきましては、令和7年9月30日時点の児童手当支給対象児童を養育する父母というふうに限定されております。プラス令和7年10月1日から8年3月31日までに生まれる新生児も対象となるというふうな形となっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） ありがとうございます。

それとあと、民生費の中に入ってくるのだと思いますけれども、7億9,400万、枠が来ているということで、中身はこれから早急に詰めていただくということなのですが、市民の方から例の評判になっているおこめ券はやめてもらいたいという話もあったのですけれども、そのメニューの検討の中におこめ券みたいなものは入っているのでしょうか。その辺、現時点でいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） おこめ券につきましても国の政策として打つ内容でありますので、検討の中には入っています。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで民生費についての質疑を終わります。

次に、第6款、農林水産費について御質疑ございませんか。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今回、有害鳥獣駆除委託料ということで408万円、これ単純に計算すると、単純にというか、熊の61頭から230頭で170頭分ということで、掛ける2万4,000円で408万円というような計算ができるかと思いますが、そのような形の算出のやり方ですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） そのとおりです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それでは、当初予算の150万円というのは、もう委託料として支出していると思うのですが、そこにプラスされての408万円、合計、熊関係の、熊の支援、捕獲の委託料としてみれば150万円プラス408万円の558万円という考え方でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 408万につきましては、230頭を基準に考えております。今現在、208頭

が取れておりますので、その辺については最後捕獲頭数で計算させていただきますので、2万4,000円掛ける最終的な捕獲頭数で支払いするような格好になろうかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 当初150万円を算定するときは、30頭以上60頭ということで、いわゆる30頭分を5万円の予算式でやって150万円を算出して、それを委託料にしているということですので、今回でもこれだけ補正で取れたということは、猟友会にとってみれば非常にありがたいことだとは思っておりますが、今後、国のほうのいわゆる熊対策としての、今は県ですけれども、示されてくるかと思うのですが、これについてみればそのときにまた熊関係の支援というか、捕獲支援ということも考えられますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今現在、国のほうから具体的なものが示されておられませんので、はっきりここでどうするというふうな形のはちょっと答えられませんけれども、内容によっては今後検討するべきところは検討させていただければと考えております。

○議長（三田敏秋君） 4番、富樫光七君。

○4番（富樫光七君） 今の姫路さんの続きになるかと思えますけれども、県の支出金で594万円もらったのはすごくありがたいことなのですけれども、それに伴って何か一般財源がマイナス137万円、減らすという形の数字が出ていますけれども、現場からすれば、例えば200頭超えている捕獲の数からすれば、1頭5万円というような形の中で計算すれば、単純に1,000万ぐらいのお金は必要でないのかなと思えますけれども、それを137万円わざわざここで一般会計に戻すというような行為をしなくてもいい選択肢もあると思えますけれども、どうしてこういう形になってしまったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） まず1点が捕獲の部分についての支援ですけれども、委員会の後、猟友会さんのほうと再度協議をさせていただきました。その中で、1頭当たりの単価については、アーバンベアの県で示されている単価の計算でまずいいだろうというふうなことで合意いただきましたので、それで計算させていただいています。アーバンベアの県の594万円につきましては、捕獲の支援の部分と、あと物品購入ということで、当初うちのほうで計画しておりますわなの購入ですとか、ほかパト、今現在わなを設置して、かかった場合通知をよこすほかパトというICTの機器がございますが、そちらの増備と、あと捕獲やパトロール等で必要な備品等の購入を計画させていただいた中で、それを県のほうに申請を上げたという形になっておりますので、その申請を上げた部分で、先ほど姫路議員のところでもお答えさせていただきましたが、当初流用をかけた形での一般財源を充てて購入予定のところを、そのアーバンベアの制度が活用できるということでそちらに変更させていただいたことでこういうふうな形の資金、一般財源を減額するような形で、そこに

アーバンベアの県の補助金を充てるというふうな形にさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） よろしいですか。

○4番（富樫光七君） はい。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、第14款予備費について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第14款予備費について質疑を終わります。

最後に、第2条第2表、繰越明許費について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成の討論を行います。賛成であれば討論しなくてもいいよという人も中にいたりもしますけれども。

熊対策の関係なのですが、実を言うと常任委員会の補正予算では、当初計上ございませんでした。常任委員会の中では、協議会に切り替えていただいて、それで熊対策の必要性を十分に訴えながら、相当な議論が交わされました。それで、副市長からは、熊対策の必要性はもう十分に分かっていると、ただ今回の追加補正とかなるかはまだまだ分からないと。また、臨時議会を来年度でも開いて、そして議論して賛同を得るか、予備費を集めて対応するか、いろいろ考え方はあるので、それは今後検討していくという回答でございました。それについて常任委員会の多くの委員さんから、やっぱりどうしても年内に方向性を決めたほうがいいのではないかなというような議論というか、意見もございまして、その中で次の日に補正で上がってきたもので、私も含め常任委員会の委員さんも、これは猟友会についても本当にいわゆるやる気を導き出す補正予算であるということだと思います。私も今もそういうふうに思っております。何とか今後もまた国の交付金等の事業も熊対策であろうかと思いますが、ぜひ熊、猟友会含め、そういう対策について前向きに予算立てをお願いしたいなと、こういうふうに思っております。

この追加補正予算、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第188号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第188号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 市民厚生常任委員会副委員長の上村でございます。

ただいま上程されました議員発議第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてであります。本案は去る12月10日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出であり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案についてであります。資料に記載のとおり、1、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善すること、2、若者も女性も高齢者も安心して老後を暮らせるよう改善を図ることというものであります。

意見書の詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、山田勉議員、鈴木一之議員、そして提出者は私、上村正朗でございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員発議第11号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求
める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第11号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた
取組を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 市民厚生常任委員会副委員長の上村正朗でございます。

ただいま上程されました議員発議第11号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を
求める意見書の提出についてであります。本案は去る12月10日に開催されました市民厚生常任委
員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会
会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

意見書案についてであります。資料に記載のとおり、1、国は未救済被害者の救済に向けて新
たな救済制度を確立すること、2、平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノ
ーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施
するよう被害者団体と協議することというものでございます。

意見書の詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、この場での説明は省略
させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院
議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、山田勉議員、鈴木一之議
員、そして提出者は私、上村正朗でございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第11号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員発議第12号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第12号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

9番、小杉武仁君。

〔9番 小杉武仁君登壇〕

○9番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第12号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてに関しまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、去る12月11日に開催されました経済建設常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様に配付されております資料に記載のとおりとなります。これまで免税軽油制度は、農業用機械をはじめ、林業、船舶、鉄道、漁業、製造業など幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものでありますが、この制度が廃止された場合、現在においても困難な経営を強いられている農林水産業への大きな負担が避けられないほか、冬季観光産業などの幅広い産業においても負担増を強いられ、経営維持が困難になると同時に、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。地方創生のさらなる推進が進められる今、国においては今後も免税軽油制度を継続されるよう強く求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、姫路敏議員、佐藤憲昭議員、富樫光七議員、河村幸雄議員、そして提出者は私、小杉武仁でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第12号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議会改革等に関する調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議会改革等に関する調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長。

〔議会改革調査特別委員長 小杉武仁君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（小杉武仁君） 議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

議会改革調査特別委員会は、令和6年6月の第2回定例会で設置され、これまで9回の会議で検討を重ねてきたところでありますが、一定の方向性がまとまりましたので、本日中間報告を申し上げます。

当委員会では、初めに議会改革の具体的な検討項目について選定し、議論を深めてきました。第2回の委員会において、議員の成り手不足について、議員の資質向上について、議会のハラスメント防止について、正副議長選挙における所信表明についての4項目について議論することに決定いたしました。

議員の成り手不足については、現状として立候補者の性別や年代的な偏りを少しでも是正すべく、青年団体や女性団体から意見を伺い、立候補へ向けてどのような課題が存在するのか要因を探り、解消に向けてどのような手段が必要なのか検討することで意見が一致しております。また、今年度開催された市議会議長会の研究フォーラムのテーマが議員の成り手不足であったことから、正副委員長が研究フォーラムへ出席し、その研修結果を委員会で共有しました。こういった方向性で意見を求めていくか検討し、さらに具体化を図っていくこととしております。

次に、議員の資質向上については、令和6年度第2回定例会から議会においてタブレットを導入し、1年間は紙併用期間として運用していたところですが、議会のデジタル化を進めるための研修

会などを開催し、ペーパーレス化を図りつつ、令和7年度からは紙併用期間を終了し、完全移行を実現いたしました。今後は、デジタル化以外の項目を具体的に選定し、研修会を実施する方針であります。

次に、議会のハラスメント防止については、全国的にハラスメント対策が課題として取り沙汰される中、本市議会では政治倫理条例の中でハラスメント防止について規定しておりますが、ハラスメント防止に関する条例を制定する議会もある中で、今後どのように進めていくべきか、まずはハラスメント防止の研修会を開催し、議員各位の意識啓発に努めることとし、第1回目の研修会を本年4月に開催したところであります。今後も定期的に研修を重ね、ありようについて検討していきます。

次に、正副議長選挙における所信表明については、県内市議会の状況を調査しながら、その必要性について検討してきました。その結果、県内においても半数以上の市議会では何らかの形で所信表明の機会を設けている状況も踏まえ、正副議長の選出過程を明らかにし、開かれた議会をさらに一歩進めるべく、次回の正副議長選挙より実施する方向で検討結果がまとまりました。

次に、その他の項目として、議員の成り手不足についてに関連いたしますが、議員報酬の在り方についても環境整備として重要であることから、議員報酬の審議方法についても検討を重ねてきました。これまで議員報酬については、議会基本条例において議会側提案を原則としていたところですが、昨今の人件費の急激な変動や県内自治体の審議の方法を捉えて、議会側が提案する場合の手法を明記するとともに、そのほかの提案方法にも触れることで柔軟な審議機会を確保できるよう改正に向けて検討してきたところです。

以上のことから、一定の結論に達した正副議長選挙における所信表明について及び議員報酬の審議方法については、議会基本条例を改正する一部改正条例（案）をこの後提案することとしております。

以上、議会改革調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

日程第16 議員発議第13号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議員発議第13号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） それでは、ただいま上程されました議員発議第13号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定について、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

なお、提案理由について説明を申し上げます。今回の改正は、議会改革調査特別委員会において数回に及ぶ慎重審議を重ねた結果、条例第12条（議会運営）において、正副議長選挙を行う際に就任を希望する者に対し所信を表明する機会を設けることを明記することと決したために提案するものであります。

また、条例第21条（議員報酬）においても、条例第12条同様に慎重審議を重ねた結果、議員報酬の改正に当たっては明確な理由を付して提案することを義務づけ、市民の直接請求や特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長提案にも触れることで委員会または委員が提案することを前提としていたこれまでの条文の限定性を緩和することを目的として提案するものであります。

なお、改正の内容については、議案書別記及び新旧対照表のとおりでございます。

このたびの議案提案に当たっての賛成者は、尾形修平議員、河村幸雄議員、鈴木いせ子議員、上村正朗議員、姫路敏議員、富樫雅男議員、小杉武仁議員、そして提案者は私、川村敏晴でございます。

御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第13号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和7年第4回定例会を閉会といたします。

皆様には、長期間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午後 2時07分 閉 会